

規制改革推進会議 働き方・人への投資ワーキング・グループ
説明資料

在留資格「教育」・資格外活動許可について



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

令和7年3月4日



在留資格「教育」

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二（抄）

在留資格	本邦において行うことができる活動
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活動	基準
法別表第一の二の表の教育の項の下欄に掲げる活動	<p>一 申請人が各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育をする活動に従事する場合又はこれら以外の教育機関において教員以外の職について教育をする活動に従事する場合は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が各種学校又は設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関であって、法別表第一の一の表の外交若しくは公用の在留資格又は四の表の家族滞在の在留資格をもって在留する子女に対して、初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育をする活動に従事する場合は、イに該当すること。</p> <p>イ 次のいずれかに該当していること。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。(2) 行おうとする教育に必要な技術又は知識に係る科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。(3) 行おうとする教育に係る免許を有していること。 <p>□ 外国語の教育をしようとする場合は当該外国語により十二年以上の教育を受けていること、それ以外の科目の教育をしようとする場合は教育機関において当該科目の教育について五年以上従事した実務経験を有していること。</p> <p>二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>

該当例

中学校、高等学校等の語学教師、外国語指導助手等

資格外活動許可（1）

概要

我が国の入管法は、在留資格制度を採用しており、我が国に入学・在留しようとする外国人は、入管法に定めるいずれかの在留資格をもって在留する必要があるが、当該外国人は許可された在留資格の範囲内の活動を行うことが許容されている。

資格外活動許可は、許可された在留資格に応じた活動以外に、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受け取る活動を行おうとする場合に必要となる許可である。

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）

第十九条 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は、次項の許可を受けて行う場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる活動を行ってはならない。

- 一 別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 当該在留資格に応じこれらの表の下欄に掲げる活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬（業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時的報酬その他の法務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を受け取る活動
- 二 別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受け取る活動

2 出入国在留管理庁長官は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受け取る活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。この場合において、出入国在留管理庁長官は、当該許可に必要な条件を付することができる。

3、4（略）

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）（抄）

第十九条

5 法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。

- 一 **一週について二十八時間以内**（**留学**の在留資格をもつて在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、一日について八時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもつて在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。）
- 二 **教育、技術・人文知識・国際業務**又は**技能**の在留資格をもつて在留する者（我が国の地方公共団体その他これに準ずるもの（以下「**地方公共団体等**」という。）と**雇用に関する契約を締結しているもの**に限り、技能の在留資格をもつて在留する者にあつてはスポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するものに限る。）が行う**一週について二十八時間以内**の法別表第一の二の表の**教育**の項、**技術・人文知識・国際業務**の項又は**技能**の項の下欄に掲げる活動（現に有する在留資格をもつて行うものを除き、当該地方公共団体等との雇用に関する契約に基づいて行うもの又は当該地方公共団体等以外の地方公共団体等との雇用に関する契約（当該契約の内容について現に有する在留資格に係る契約の相手方である地方公共団体等が認めるものに限る。）に基づいて行うもの）に限り、技能の項の下欄に掲げる活動にあつてはスポーツの指導に係る技能を要するものに限る。）
- 三 前各号に掲げるもののほか、地方出入国在留管理局長が、資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の**機関の名称及び所在地、業務内容その他の事項を定めて個々に指定**する活動

6（略）

資格外活動許可（3）

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）（抄）

第十九条 法第十九条第二項の許可（以下「資格外活動許可」という。）を申請しようとする外国人は、別記第二十八号様式による**申請書**一通並びに当該申請に係る**活動の内容を明らかにする書類**及びその他参考となるべき資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

- 一 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード
- 二 中長期在留者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

3 (略)

4 資格外活動許可は、別記第二十九号様式による**資格外活動許可書**を交付すること又は旅券若しくは在留資格証明書に別記第二十九号の二様式による**証印**をすることによつて行うものとする。この場合において、資格外活動許可が中長期在留者に対するものであるときは、**在留カード**に法第十九条の四第一項第七号及び第十九条の六第九項第一号に掲げる事項の**記載**（第十九条の六第十項の規定による法第十九条の四第一項第七号に掲げる事項及び新たに許可した活動の要旨の記録を含む。第六項において同じ。）をするものとする。

在留カード見本



表面



裏面

証印シール見本



資格外活動許可書見本



資格外活動許可（４）

方式

- ・ 包括許可 出入国管理及び難民認定法施行規則第 19 条第 5 項第 1 号及び第 2 号
- ・ 個別許可 同項第 3 号

要件

現に有する在留資格に係る活動の遂行が妨げられるものではないこと
現に有する在留資格に係る活動を行っていること など

申請・許可

- ・ 住居地を管轄する地方出入国在留管理官署において申請する（※ 1）。
- ・ 証印シール（パスポートに貼付）又は資格外活動許可書の交付により許可がなされる（※ 2）。
なお、証印シール又は資格外活動許可書には「新たに許可された活動内容」が記載される。
- ・ 在留カードの裏面に資格外活動許可の要旨を記載し、ICチップにも書き込みをする。

※ 1 在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は在留資格取得許可申請と同時に行う場合は、オンラインでの申請も可能。

※ 2 オンラインで申請した場合は、郵送での受け取りも可能。この場合は、証印シールの代わりに資格外活動許可書が発行される。

今般の資格外活動許可に関する御要望を受けての検討の方向性

包括許可の対象を見直すことも含め、対応策を検討してまいります。